

公的年金 ～詳論～1.

国民年金法 第 27 条の 2 (改定率の改定等)

1. 平成十六年度における改定率は、一とする。
2. 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。
 - 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
 - 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
 - イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号 イに規定する標準報酬平均額をいう。以下この号及び第八十七条第五項第二号イにおいて同じ。）に対する当該年度の前々年度における厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の比率
 - ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
 - 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
 - イ 0.910 から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率
 - ロ 0.910 から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
3. 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
4. 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

概論：いわゆる“新規裁定者”の改定率の改定

1. 平成 16 年度の年金額
 $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率} (=1) = 780,900 \text{ 円}$ とされた。{ただし、実

際には物価スライド特例水準により 794,500 円とされた。(第 27 条、法附(16)7 条)}

2. 改定率については、毎年度、**名目手取り賃金変動率¹** (次の一×二×三) を基準として改定し、当該年度の 4 月以降 (支払期月は 6 月以降) の年金たる給付について適用する。{当該年 (度) を α とする。}

$$\text{改定率} = \text{前年度の改定率} \times \text{名目手取り賃金変動率}$$

一 $\text{物価変動率} = (\alpha - 1) \text{ 年の物価指数} \div (\alpha - 2) \text{ 年の物価指数}$

※物価指数は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。

二 $\text{イ} \div \text{ロ}$ の三乗根となる率 {POWER(イ/ロ,1/3)}

イ $(\alpha - 2) \text{ 年度の標準報酬平均額} \div (\alpha - 5) \text{ 年度の標準報酬平均額}$

ロ $(\alpha - 2) \text{ 年の物価指数} \div (\alpha - 5) \text{ 年の物価指数}$

三 $\text{イ} \div \text{ロ}$

イ $0.91 - (\alpha - 3) \text{ 年 9 月 1 日における厚生年金保険料率} \div 2$

ロ $0.91 - (\alpha - 4) \text{ 年 9 月 1 日における厚生年金保険料率} \div 2$

3. 改定率の改定の基準は次のとおりとする。(原則として、名目手取り賃金変動率を基準としたうえで、次の場合の取扱を示している。)

要件	改定率の基準	改定率
原則	名目手取り賃金変動率	前年度の改定率×名目手取り賃金変動率
名目手取り賃金変動率<物価変動率≤1	物価変動率	前年度の改定率×物価変動率
名目手取り賃金変動率<1<物価変動率	1	前年度の改定率×1

4. 改定率の改定措置は政令 (国民年金法による改定率の改定に関する政令) で定める。

注釈

¹ 「名目手取り賃金変動率」は、厚生労働省によれば「前年の物価変動率に 2 年度前から 4 年度前までの 3 年度平均の実質賃金変動率と可処分所得割合変化率を乗じたもの」とされています。

現在、厚生労働省に対して、条文に沿った説明及び計算式の詳細の開示を依頼しています。平成 29 年 3 月頃に厚生労働省のホームページ上に掲載される予定です。